

(ユニット型) 特別養護老人ホーム なごみ三清荘 料金表

利用料金の目安は、下記の

「①基本料金」+「②居住費・食費」+「③共通加算」+「④該当加算」でご確認ください。

※1単位は 10.27円 となり、表記の金額は自己負担額1割で計算しています。

①基本料金

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
基本料金(日額)	688円	759円	837円	909円	980円
基本料金(月額) (30日として計算)	20,642円	22,799円	25,110円	27,297円	29,423円

②居住費・食費

利用者負担段階		居住費 日額	食費 日額	居住費+食費 月額(30日)
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	300円	35,400円
第2段階	年金収入等80万円以下かつ、預貯金単身650万円・夫婦1,650万円	880円	390円	38,100円
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下かつ、預貯金単身550万円・夫婦1,550万円	1,370円	650円	60,600円
第3段階②	年金収入等120万円超かつ、預貯金単身500万円・夫婦1,500万円	1,370円	1,360円	81,900円
第4段階	その他	2,066円	1,445円	105,330円

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所(ショートステイ)を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て日額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

月額(30日)利用料目安「①基本料金+②居住費・食費」

負担限度額段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階	56,042円	58,199円	60,510円	62,697円	64,823円
2段階	58,742円	60,899円	63,210円	65,397円	67,523円
3段階①	81,242円	83,399円	85,710円	87,897円	90,023円
3段階②	102,542円	104,699円	107,010円	109,197円	111,323円
4段階	125,972円	128,129円	130,440円	132,627円	134,753円

その他、③共通加算と④該当加算が必要となります。

利用料金は目安となっています。加算の追加、法改正や経済事情により変更になることがありますのでご注意ください。

③体制加算：基本料金に共通して加算される費用の一例

加算項目	内容	単位数	日額
栄養ケアマネジメント強化加算	栄養ケアの取組を強化している／日	11単位	11円
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している／日	4単位	4円
看護体制加算(Ⅱ)	置くべき看護職員の数を上回っている／日	8単位	8円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士の割合、又は常勤の割合が基準を満たす／日	6単位	6円
日常生活継続支援加算	入居者の介護度、日常生活自立度の割合が基準を上回る／日	46単位	47円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	施設で定められた夜勤帯の人数が基準を上回る／日	18単位	18円
口腔機能維持加算	歯科医師の助言、指導に基づく口腔ケア計画／回	30単位	30円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	機能訓練指導員により計画に基づいて訓練を実施。評価する／日	12単位	12円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)をLIFEを活用／月	20単位	20円
協力医療機関連携加算	協力医療機関との定期的な会議において、ご利用者の情報を共有する／月	要件全て満たす	50単位 51円
		それ以外	5単位 5円
介護職等員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に14.0%を乗じた単位数／月		
介護職等員処遇改善加算(Ⅱ)	〃 13.6%を乗じた単位数／月		
介護職等員処遇改善加算(Ⅲ)	〃 11.3%を乗じた単位数／月		
介護職等員処遇改善加算(Ⅳ)	〃 9.0%を乗じた単位数／月		

④該当加算：基本料金に該当者のみ加算される費用の一例

加算項目	内容等	単位	日額
初期加算	入居日から30日以内の期間、又は30日を越える病院への入院後に再入居した場合／日	30単位	30円
外泊時加算	入院又は外泊をした場合(最大12日間)／日	246単位	252円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡の発生を計画的に予防	3単位	3円
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対して口腔ケアを実施する／月	90単位	92円
		110単位	112円
療養食加算	病養食の提供(1日3回を限度)	6単位	6円
看取り介護加算(Ⅰ)	ご利用者及びご家族とともに、医師、看護、介護職員とが共同してその人らしさを尊重した看取り介護を行った場合	31～45日以下	72単位 73円
		4～30日以下	144単位 147円
		2～3日	680単位 698円
		死亡日	1,280単位 1,314円
退所時前後訪問相談援助加算	退居にあたり在宅又は、施設等における生活に向け、各事業所等と相談、連絡、調整や情報提供を行った場合	460単位	472円
退所時相談援助加算		400単位	410円
退所前連携加算		500単位	513円
退所時情報提供加算		250単位	256円
経口移行加算	経管栄養から経口摂取へ移行した場合	28単位	28円
経口維持加算(Ⅰ)	経口による食事を摂取している方で、誤嚥が認められ、医師等により特別な管理を行った場合	400単位	410円
安全対策体制加算	事故防止と発生時の適切な対応を行っている。(1回のみ)	20単位	20円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進	50単位	51円